

太田市学校給食業務委託業者選考委員会要綱

(名称)

第 1 条 本会は、太田市学校給食業務委託業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）と称する。

(所掌事項)

第 2 条 選考委員会は、給食の向上に民間能力を活用しつつ、学校給食事業の発展に寄与することを目的として次のことを行う。

- (1) 学校給食業務委託業者の選考
- (2) 太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）からの諮問事項の検討
- (3) その他必要な事項の検討

(組織)

第 3 条 選考委員会は、学識経験者、学校長、保護者代表、主任会代表及び教育部の職員のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 選考委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選任する。

(職務)

第 5 条 委員長は、選考委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、第 2 条の委託業者の選考までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 7 条 選考委員会の会議は委員長が召集し、議長となる。

- 2 会議は必要に応じ随時開催する。

(議決)

第 8 条 会議の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

(事務局)

第 9 条 選考委員会の事務局は、学校施設管理課に置く。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が選考委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 15 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 3 月 15 日から施行する。